

「直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出」に関する  
日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）における対応について

2024年6月  
2024年8月改訂  
国際部先端国際共同研究推進室  
ASEAN連携グループ

## 1. 背景

この度、内閣府において「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ<sup>1</sup>）が決定された。これに基づき、JSTでは、「直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出」（以下「JST実施方針」という）が経営企画部によりとりまとめられ、令和2年9月17日に公開、令和2年11月13日に改訂された。この「JST実施方針」に基づいて日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）における実施方針を以下の通り定める。

### ※参考資料

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について  
（令和2年10月9日付）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi\\_jinkenhi.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf)

JST実施方針

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

## 2. 日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）における実施方針

「JST実施方針」を踏まえ、以下の通りとする。

### （1）対象者

委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、プロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象とする。

### （2）支出額

「JST実施方針」に定めるとおり、PIの年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよ

---

<sup>1</sup> JST実施方針は当初、令和2年5月22日文科省研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせに基づいて策定された。関係府省連絡会申し合わせの決定に合わせて文部科学省申し合わせが廃止されたことから、今後は関係府省連絡会申し合わせに基づいて実施される。

う、上記額の範囲内でPIが設定する。

ただし、上記範囲内においても、「JST実施方針」に定めるとおり、1プロジェクトあたりの直接経費（研究代表者の委託研究契約における直接経費）が平均年額 1,500万円を超えない場合においては、プロジェクトにおける直接経費（平均年額）の10%を目安に支出上限とすることから、100万円を上限額として設定する。直接経費が平均年額1,500万円を超える場合においては、支出上限は設定しない。

### （3）支出条件

「JST実施方針」に定めるとおり、以下のすべての条件を満たす場合のみ、直接経費からPIの人件費を支出することを可能とする。

- ①直接経費にPIの人件費（の一部）を計上することについて、PI本人が希望していること。
- ②PIが所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。
- ③PIが所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

なお、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であつて、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置き換えが認められていない場合は、直接経費からの支出ができないため留意すること。

### （4）研究機関において実施すべき事項等

「JST実施方針」に定めるとおり、研究機関においては、以下の事項を実施している必要がある。

- ・本制度の利用に当たり体制の整備状況や策定した活用方針を文部科学省の窓口届け出るとともに、財源の活用後には、活用実績を報告すること。
- ・研究者の処遇改善の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- ・バイアウト制度の利用により業務の代行が発生する場合には、特に適切なエフォート管理に留意すること。

### （5）実施計画への反映等

PIの人件費の計上は、研究計画書の記載要領に従い行う。また、研究計画が変更になる場合は、費目間流用のルールに基づき対応する。ただし、当初計画になく期中に計画を見直してPIの人件費の計上を行う場合には、費目間流用の範囲内であっても、研究計画書を修正の上、事前にJST課題担当へ確認をすること。

### （6）実施開始時期

令和6年度から導入

以上